主 文 原判決を破棄する。 被告人は無罪。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人表権七作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴趣意第一点及び第二点について

論旨は、要するに、被告人は、日記帳などの表題を付した帳簿を事務所に備え付け、これに宅地、建物の取引ごとに所定の事項を記載していたのであり、右帳簿は宅地建物取引業法四九条、八三条一項四号にいう帳簿にあたると解されるから、帳簿を備え付けなかつた罪は成立しないものというべく、原判決には法令の適用の誤ないしは事実誤認がある、というのである。

ところで、宅地建物取引業法四九条は、「宅地建物取引業者は、建設省令の定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿を備え、宅地建物取引業に関し取引のあつたつど、その年月日、その取引に係る宅地又は建物の所在及び面積その他建設省令で定める事項を記載しなければならない」と規定し、同法施行規則一八条一項は、右の法四九条に規定する建設省令で定める事項として、八項目を掲げている。そして、同法八三条一項四号は、「第四十九条に規定する帳簿を備え付けず、又はこれに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者」を二万円以下の罰金に処する旨を規定している。

-<要旨>そこで、帳簿の備付け義務に関する原判断の当否を検討するのに、宅地建 物取引業法四九条が業務に関する</要旨>帳簿を備え付ける義務とこれに所定の事項 を記載する義務とを区別して規定していること、同法八三条一項四号が帳簿の備付 け義務違反、帳簿への所定事項記載義務違反、同虚偽記載の三者を別個の処罰対象として規定していること、及び帳簿の様式についての法令の定めがないことを考え あわせると、右各法条にいう帳簿とは、本人の意思及び帳簿の形式又は記載内容か らみて、宅地建物取引業者がその業務に関し取引年月日など所定の事項を記載する とを予定して備え付けた帳簿と認められるものであれば足り、さらに帳簿への記 載義務を充たすものであることまでも必要とするものではないと解するのが相当で ある。もとより、右の帳簿の備付け及び記載の義務は、同法一条の目的すなわち 「宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制 を行なうことにより、その業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正とを確保 し、もつて購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図る」目的を 達成するために課されているのであるから、これらの義務を履行したというために は、帳簿を備え付けて取引ごとに所定記載事項をこれに記載することをもつて足るものではなく、原判決もいうように、当該宅地建物取引業者の説明をまたずに 三者に容易に理解されるような形態で所定記載事項を帳簿に記載することを要する ものと解すべきであるが、それは、帳簿の備付け義務の内容としてではなく、帳簿 の記載義務の内容として要請されるものと解するのが相当なのである。

原審で取調べた証拠によると、被告人は、原判示の期間中、その宅地建物取引業の記録として、不動産取引台帳二冊(当裁判所昭和五三年押第四六七号の五、六)に宅地・建物貸借の仲介取引の概要を記載し、また、物件帳二冊と日記帳一〇冊

−結局、原判決は、帳簿の備付け義務に関する法解釈を誤つたものというべきであ つて、破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて、その余の控訴趣意に対する判断を省略して刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を破棄したうえ、同法四〇〇条但書によりさらに次のとおり判決する。

★件公訴事実は、原判示事実と同一であるが、さきに判断したとおり、被告人は、宅地建物取引業法四九条に定める業務に関する帳簿を備え付けていたものというべきであつて、同法八三条一項四号に違反するところはないから、刑事訴訟法四○四条、三三六条により被告人に対し無罪の言渡をする。

(裁判長裁判官 瓦谷末雄 裁判官 香城敏麿 裁判官 鈴木正義)